

産業革命期イギリスのアジア進出と 東インド会社の位置 (2)

——1800年前後におけるイギリス東インド会社経営論争——

今 田 秀 作

I は じ め に

本稿の目的は、前稿¹⁾に引き続いて、1800年前後ベンガル総督ウェルズリによって率いられた時期を検討の中心として、産業革命期のイギリス東インド会社が遂げた動態の意味、及びその時期のイギリスのアジア政策が持った特質を考察することにある。われわれは前稿で、ピット・インド法の下、監督局=本国政府と並んで会社の主要当局をなした会社取締役会の、ウェルズリの諸政策（顕著な膨張政策と貿易独占権の修正）に対する対応を検討し、彼らの提起する経営路線の本質が、会社の商業利潤獲得を第一義的目的とし、会社の商業的利益と貿易独占とによって画される範囲内で、英領インドの拡大とイギリスのアジア貿易の発展を計らんとする点にあったことを見出した。本稿では、もう一方の当局であり、会社の動態の現実的主導者であった監督局=本国政府の動向を、上の路線との対比において、また取締役会との論争の経緯の検討を通じて跡づけ、もって上記課題に接近したい。

II 本国政府路線とウェルズリ的一致

以下では、1784年の創設時より1801年まで監督局総裁を務め、その間本国政府側における当該問題の実質的責任者となってきたダンダス Henry Dundas

1) 拙稿「産業革命期イギリスのアジア進出と東インド会社の位置(1)」京都大学経済学会『経済論叢』第143巻第2・3号、1989年2・3月。

の見解・動向を主軸として検討を進める。実に、1784年のピット・インド法は、「殆どダンドスの手になるものであり、1781年のインド問題委員会²⁾ 座長就任以来暖めてきた彼の構想に基づき³⁾ き、また「最重要問題は首相ピットとの合議で決められたが、事実上すべての場合において、専門家であり担当『大臣』であるダンドスの見解が容れられた⁴⁾ とされる。

第一に、ウェルズリの大規模な膨張政策と本国政府との連繋は明白である。すでにピット法下監督局が会社の統治活動に強い統制権を持つことが、膨張政策と本国政府との結びつきを示唆し、また後述のように、政府がウェルズリの召還に踏み切りつつも、取締役会の批判を退けて彼の膨張政策の擁護に回ることとも、両者の結びつきの証明をなしているが、ここでは、ダンドスが領土拡大に意欲を燃やし、またウェルズリがダンドスの忠実な「下僚」として振る舞ったことを物語る、次のやりとりを示しておこう。ダンドスは、マイソールの領土が $\frac{1}{2}$ を余して併合された際、「私はより多くを望んでいた⁵⁾ と不満を漏らし、これに対しウェルズリは、その後の「戦果」を踏まえて次のように書き送っている。「もし閣下にいま少しの忍耐力があるなら、Nizam (インド現地人国家の名称、以下アルファベットで表記されたものも同様——引用者) の滅亡によって、私は閣下の土地と要塞とに対する限りない食欲を満たすことができると思います。Serengapatham (Mysore を指す——引用者) は閣下の胃袋に暫くともどまるはずです。もちろん、Tanjore と Polijan Countries もそうでしょう。それでも閣下が空腹だとおっしゃるなら、いずれ私は、Oudh と Carnatic というディナーを差し上げることができるでしょう⁶⁾。本国において近代的生産力が満面開花を見る時、アジアの地でイギリス人の脳裏を占めたのは、

2) ここにいうインド問題委員会とは、The Select Committee to investigate the causes of the war in the Carnatic のことである。

3) H. Furber, *Henry Dundas First Viscount Melville 1741-1811*, 1931, p. 29.

4) E. B. Jones, 'The Imperial Ideas of Henry Dundas and British Expansion in the East 1783-1801.' Unpublished Ph. D. thesis, Duke University, 1963, p. 59.

5) Dundas to Wellesley, 1 Nov. 1799, cited in *ibid.*, p. 234.

6) Wellesley to Dundas, 25 Jan. 1800, cited in *ibid.*, p. 235.

「未開」で「野蛮」な「アジア的」専制君主と寸分も変わらぬというべき、むき出しの征服欲だったのである。われわれは、フィリップスとともに次のようにいうことができよう。「ダンダスが發した命令及びウェルズリの行動・返答からして、彼らはウェルズリ離英以前に、英領インドの拡張にとって期が熟しているという点で意見が一致していたと思われる」⁷⁾。

続いて、在インド私商人の英印貿易参入政策についても両者の一致が見られる。ジョーンズは、ダンダスがすでに1795年前後にこの政策の採用を取締役会に打診し⁸⁾、また1799年6月14日付のウェルズリ宛書簡において、取締役会の反対にかかわらず政策を実行するやうにとの命令を下したとして⁹⁾、ダンダスのイニシアティブを認めている。本稿で検討された書簡においても、ダンダスはこの政策を、「大変賢明な方策であり、問題の要点を直截に突いている」¹⁰⁾と評し、またウェルズリから受け取った手紙を挙げて、「それは取締役会に対して私が述べた見解の根拠を、明瞭かつ巧みに述べたものであり、私の見解の正しさを証明するものである」¹¹⁾として、自らとウェルズリとの一致を公言している。

以上より、われわれは、ウェルズリの諸政策は基本的に監督局＝本国政府の志向するアジア政策に導かれたものであり、それは取締役会の路線とは明白に異なる部分を持っていたことを理解しうる。今、本国政府路線を、取締役会路線との対比において総括するなら、それは、会社の商業的利益を大きく侵害するまでに、同時に貿易独占権の狭い枠組を突き破るまでに、一方でインド領有を前進させ、他方で英印貿易の拡大を通じてイギリスによるインド貿易の独占

7) C. H. Philips, *The East India Company 1784-1833*, 1940, p. 103.

8) E. B. Jones, *op. cit.*, p. 126.

9) *Ibid.*, p. 129.

10) Dundas to Wellesley, 18 March 1799, in S. J. Owen ed., *A Selection from the Despatches, Treaties, and other Papers of the Marquess Wellesley during his Government of India*, 1877, p. 700.

11) Dundas to the Chairman of the East India Company, 21 March 1801, in *Supplement to the Appendix to the Fourth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, 1812, p. 29.

を目指すものであった。会社の商業的利益と貿易独占権とによって画される枠組の範囲を越えて、強権的な領土支配を主軸とするイギリス支配を前進させること、ここに本国政府路線の重要な特質を見るべきである。言い換えれば、イギリスの企図する積極的なアジア支配構想は、この時期にいたって、会社を唯一の担い手としてきた従来の枠組に納まり切れないものとなり、それが、本国政府の明確な主導性、財政難による会社の存立基盤の動揺、及び会社の独占的地位からの一層の後退に結びついたといえよう。以前の研究で論証されたように¹²⁾、いまやイギリスの企図は、在インドの私商人による会社活動に対する補完を通じて始めて全うされたのである。この意味で、当該期における全面的貿易開放及びインド直轄化=会社消滅への接近は、スミス流の自由主義的理念の実現過程として一面的に捉えられるべきでなく、およそそれとは対照的というべき、従来以上に強権的なアジア支配への突進をも重要な要因とするものであったといわねばならない。本研究で検討された取締役会と監督局との路線対立こそは、イギリスの対アジア政策が、産業革命期に入って、従来以上に積極的・強権的なものとなったことの端的な証明をなしている。

III 貿易開放及び会社消滅への慎重な態度

しかし、本国政府路線は、一面で事態をインド直轄化及び貿易完全開放に近づけつつも、他面当該時点においてこれ以上の貿易開放を認めず、同時に会社を消滅させるつもりのないものであった。ダンドスは言う。「統治の表向きの形態及び吏員任命権については現状のままでなければならない」¹³⁾。また貿易独占権修正については、これを「独占権行使における修正」¹⁴⁾と表現して完全な貿易独占とは区別しつつも、他面それが僅かな修正にすぎないとの理解より、取締役会への書簡においては、「私は、会社の手を引き続き貿易独占権を保持

12) 拙稿「イギリス東インド会社と在インドのイギリス人私商人」京都大学経済学会『経済論叢』第137巻第6号、1986年6月。

13) Dundas to the Chairman of the East India Company, 2 April 1800, in *Supplement to the Appendix to the Fourth Report*, p. 3.

14) *Ibid.*, p. 4.

させることの妥当性に関しても満足している」¹⁵⁾とまで言い切っている。こうしたダンダスの姿勢は、会社に与えられた位置について何を物語っているのか、この点の検討が以下の課題である。

東インド会社の貿易独占に対する攻撃は、18世紀末ともなると、社外商人による貿易参入要求の一層の高まり、及び産業革命を主導する綿工業の抬頭によって、新たな高揚を迎える。「インド貿易の生んだ娘」¹⁶⁾であるイギリス綿工業は、1780年前後に重要な技術革新を重ね、今やインド産綿製品に対する肉薄を自覚した綿業資本は、かえってそれに対する本格的な対抗を企図し、インド商品の輸入制限及びインドからの綿花輸入を求めて請願を開始した¹⁷⁾。

とはいえ、貿易開放の過程はむしろ漸進的なものであった。1793年の会社船の一部開放を嚆矢とし、1800年前後の独占権修正の試みを経て、1813年インド貿易が開放され、残る中国貿易の開放によって貿易独占に終止符が打たれるのは1833年である。他方インド直轄化は、すでにディワーニ獲得後ほどなく国王ジョージ三世が強硬に主張したところであるが、ピット法体制が長らく続き、およそ一世紀の係争を経て、ようやく1858年会社消滅を通じて実現する。このような貿易開放及びインド直轄化に到る歩みの漸進的性格は、どのように理解されねばならないのか。従来の研究では、こうした性格は特に注意を払われることはなく、過程は自由貿易原理による前期的資本克服の歩みとして一色に染めあげられてきた。だが、産業革命期の東インド会社の位置を考察するという本研究の課題に照らすならば、かかる性格もまた積極的な検討に値すると思われる。こうした問題意識に立つとき、上に示したダンダスの姿勢は極めて興味深いものである。ではダンダスが上の姿勢をとる理由は何か。本稿では、(1) イ

15) Dundas to the Chairman of the East India Company, 2 April 1800, in *Supplement to the Appendix to the Fourth Report*, p. 3.

16) P. マントウ、徳増栄太郎他訳『産業革命』、東洋経済新報社、263ページ。

17) 高島氏は、綿業資本の動きが顕在化するのは1788年のことであるとされ（高島 稔「インドにおける植民地体制の成立」『岩波講座・世界歴史』第21巻、152ページ）、またトリパシーは、彼らが1788年国家財政委員会及び商務省に対し上の内容の請願を行ったことを記している。A. Tripathi, *Trade and Finance in the Bengal Presidency 1793-1833*, 1956, p. 24.

ギリスがインドからの富の収奪を一貫して追求し、その限りにおいてインド綿布の本国輸入が一定の意義を持ったこと、(2) 本国政府がアジア侵略の経費を会社に負担させようとし、それは会社の貿易活動への配慮に結びついていたこと、の二点に関連させて考察し、またダundasの政策がいくつかのディレンマを孕むものであったことを指摘したい。

(1) インドからの富の収奪と東インド会社

ダundasは、1800年時点でインド領有の経済的意義に関わって、次の見解を表明している。「われわれの東インド帝国は相当程度に確実な販売市場である」。それは多年にわたって徐々に拡大し、最近の領土拡大の結果かなりの成長を示しつつある。だが、現地の気候、習慣、とりわけ在来(綿)工業の存在が、市場拡大を阻害している。それゆえ「われわれは、この帝国の重要性を、イギリスの生産物・製造品の消費よりもたらされる富の増加よりも、送金がいギリス資本に対して行う年々の巨額な付加によって、計るべきである(傍点は引用者、以下同様)」¹⁸⁾。ここでは、インドの販売市場としての意義が明確に認識されつつも、なおそれを上回って、インドからの富の収奪に、インド領有の第一義的目的が置かれていることがわかる。

第一に、以上の見解は、1800年前後という時期が持った歴史的過渡性の表現である。当該時点では、既述のように、イギリス綿工業はなおインド産綿製品の輸入阻止に精力を傾けている段階にあり、インド市場への奔流の如き流入を開始するのは1820年代以降である。

第二に、とはいえ、上の発言は、すでに1786年の英仏通商条約締結に関与し、またインドの販売市場としての意義を明確に認めていたダundasにあってさえも、ことインド政策に関しては、販売市場の開拓のみならず、なお送金貿易＝インドからの富の収奪に重要な意義を与えたという文脈で理解されるべきであ

18) Dundas' memorandum to the cabinet, 31 March, 1800, cited in E. B. Jones, *op. cit.*, p. 63.

る。実際、送金はインドの販売市場化過程を通じて、縮小するどころか、一貫して増加する。送金とは、周知のように、イギリス人がアジアで獲得した資金を本国へ送ることをいい、18世紀後半以降はインドからの巨額の領土的歳入が主要な源泉となる。送金の本質については旧くから多くの議論があり、ここでは詳しく立ち入れないが¹⁹⁾、大別して、(1) 東インド会社の本国での支払義務に充当するものと、(2) 会社吏員・私商人による私的な送金（その源泉は相当部分会社の領土的歳入）があった。前者は株主配当、本国の施設・スタッフの経費、会社吏員の年金・退職金・賜暇金、インドへ送付した非商業的備品の代金、インド負債の元利償還費等を主要項目とし、徐々に「善政の輸入」²⁰⁾ への「対価」を名目とした著名な「本国費」Home Charges として制度化され、それは世紀中葉以降本格化する巨額の鉄道・公債投資への利子を加えつつ、第1表が示すように、19世紀を通じて文字通り桁違いなものへと膨れ上がった。

後者もまた吏員・私商人の増加とともに拡大する。総じて、イギリスの対インド政策は、当時一般に輸出市場の整備・拡大がいよいよ焦眉の課題となるなかで、なお富の収奪をもって主要な政策課題とするという特質を持ったことを、上のダンダスの発言より確認しうる。

第1表 本国費の推移 (単位：百万ポンド)

年 次	絶 対 額	年 平 均
1834—1856	75.7	3.3
1857—1860	28.4	7.1
1861—1874	146.6	10.5
1875—1898	357.8	14.9
1899—1913	283.4	18.9
1914—1920	167.7	24.0
1921—1924	122.9	30.7

出所) C. N. Vakil, *Financial Development in Modern India 1860—1924*, 1924, p. 322.

19) 論争の焦点は、送金額のうちどれだけの部分が、対価ないし正当な根拠を欠く、イギリスによる一方的な収奪＝「富の流出」drain of wealth であるかに置かれ、それを比較的大きく捉える、インド・ナショナリストと、少なく捉えるイギリス側のインド支配弁護論者とによって様々な推計が行われてきた。とはいえ、いずれにせよ、領土支配を前提として始めて、イギリスが年間数千万ポンドに及ぶ「租税」収入を含め、種々の利得を獲得しえたこと、そこから相当額が何らかの経路を通じてイギリス本国に流れ込んだこと、総じて本国送金がイギリス植民地支配の本質的な要素であり続けたことは疑いないところである。

20) K. マルクス『資本論』第3巻、大月書店版、752ページ。

さてここで、当該期の会社貿易を通じた本国送金について一瞥しておこう。この時期のイギリス議会資料に依る限りでは、「本国費」の項目はいまだ現れず、会社の本国における収支は、いわば商業会社のそれ——輸入物産の売上より各種の支払を行う——として一括表示されている（第2表）。とはいえ、す

第2表 本国における会社の収支

(1798/9年～1804/5年の年平均, 単位; ポンド)

	項 目	金 額
受 取	(1) 会社物産の売上	6,696,878 (94.5)
	(2) 本国政府からの備品・軍事物資に対する支払	207,137 (2.9)
	(3) 私貿易からの課徴金および収入	158,137 (2.2)
	(4) 軍需品部に提供された硝石の代価	22,829 (0.3)
	(5) そ の 他	6,431 (0.1)
	合 計	7,091,412 (100.0)
支 払	(1) 商品・備品代金	1,845,489 (25.1)
	(2) 運 賃	1,473,563 (20.1)
	(3) 地銀の移送	935,300 (12.8)
	(4) 手形支払	858,099 (11.7)
	(5) 一般管理費	740,659 (10.1)
	(6) 株式配当	630,616 (8.6)
	(7) インド負債元利償還	422,691 (5.8)
	(8) 関 税	298,510 (4.1)
	(9) 賜暇中の将校への支払	62,554 (0.9)
	(10) 退職した会社船の船長への支払	42,007 (0.6)
	(11) Nawab of Arcot, Rajah of Tanjore の債権者への支払	13,313 (0.2)
	(12) そ の 他	1,300 (0.0)
	合 計	7,324,001 (100.0)

注) (1) カッコ内はパーセントを表す。

(2) 本国における貸借関係および利子の受取・支払を除く。

(3) 不足分は、社債発行および政府、イングランド銀行よりの借入で賄われた。

(4) 支払項目における(4)手形支払とは、会社がアジアで振り出した本国宛手形への支払を意味し、(11)は会社が保護国化した現地人国家に対するイギリス人債権者への支払を示す。

出所) *Appendix to the Fourth Report*, No. 48, pp. 518-9 より計算。

でに以下の点にその重要な特質が読み取れる。第一に、表の支払項目からして、会社貿易が、株主・吏員・船主という、前稿で触れた主要な会社関係者の個人的利益を実現する手段となっていることが分かる。すなわち、(1) 手形支払及びインド負債の元利償還とは、アジアの会社吏員・私商人の本国送金の経路にほかならず、(2) 私貿易に比して割高と言われた運賃が、売上高に相当の比重を占めつつ、会社船の船主に保証され、(3) 株式配当が、議会法で定められた配当率(10.5%)に従い、インド負債及び本国社債の累増にかかわらず、一貫して同率で支払われているからである。第二に、上の諸点と関連しつつ、会社貿易が、商品流通の媒介によって利得する通常の商業資本の運動とは異なる、まさに「送金貿易」というべき独自の内容を持っていたこと。すなわち、(1) 前貸資本の相当部分が、さしあたり利潤ではなく単に本国送金を目当てとする在アジアのイギリス人からの借入資本(本国での手形支払に相当する)より成り、(2) 商業活動に結果的に伴う経費・支出ではなく、むしろ商業活動の状況如何と無関係な、いわばアプリオリに定められた「経費」が相当額に上っていることである。後者はまず、前もって固定された株式配当、及びアジアに運ばれた商品・備品のうちに軍用品等の統治活動のための物資が含まれることに示される。さらにこの点を明示する別表²¹⁾が存在する。すなわちそこでは、上表の賜暇中の将校への支払を含めて、一般管理費・運賃にわたって、political ないし military という語を冠された、「インド領土に対して課せられるべき chargeable to the Territories of India」費目(年平均383,000 ポンド)が計上されている。その実態は主に軍事的経費であり、それは本来海外戦争を主導した本国政府が支払義務を持つべきものである。

こうした商業活動に対しアプリオリに定められた株式配当及び政治的諸経費とは、むしろ貿易を手段として本国で実現される、高い優先順位を持った、インドの領土的歳入に対する直接的請求権ともいうべきものであり、いうまでも

21) *Third Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, 1811, p. 414, Appendix No. 46.

なく、それこそ「本国費」の本質をなし、実際これらの費目は後に本国費の主要項目となる。このようにすでに会社貿易は、領土支配が可能にした年々1,000万ポンド以上に及ぶ租税収奪を前提に、かかる歳入を、その分枝をアジアの地で蓄積したイギリス人と、本国政府及び会社関係者を含む本国にあっていち早くそれへの分有権を獲得した者と共に、配分し実現する手段としての性格を強めていた。それは、利潤を目的とした貿易ではなく、むしろすでに獲得された「利潤」の送金手段であり、同時にここに、会社関係者・本国政府を受取人とする、年間百万ポンドを越える「送金義務」が会社に対して発生していたのである。総じてダンダスにおける本国送金の重視は、以上のような、本国政府自体をもその小さからぬ享受者とするインドからの富の収奪体制の漸次的形成の反映であったといえよう。

このような送金は、会社貿易がそうであったように、例外的なブリオンの送付を除き、また為替取引の有無を別として、インドからの商品輸出貿易に媒介されて行われた。そのためインドは、よく知られているように、送金の必要を満たすために、常々相当の貿易黒字の獲得を強制された。そしてこの黒字は、世紀末ともなれば、かの「多角的貿易決済機構 system of multilateral trade」(S. B. Soul) の隅石ともなる。まさにインドの出超構造の維持、そのための世界市場向け商品の確保・開発とは、東インド会社時代に限定されることなく、その後に及ぶイギリスの一貫した主要政策課題にほかならなかった。

一方1800年前後という時期は、こうした送金貿易にとって重大な転換点を意味していた。というのは、18世紀初頭以来送金の主要な媒体をなしてきたインド産綿製品の輸入が急速に衰退していったからである。インド綿布は、1799年頃イギリス国内市場から姿を消したといわれ、残る大陸再輸出市場でも英仏綿工業との競争に際会し、その結果会社の綿製品売上は、1798年をピークに減少を続け、とりわけ1806年以降の大陸封鎖によって決定的打撃を被ることになる²²⁾。では、かかる事情はダンダスにとって何を意味したか。それはダンダス

22) インド綿製品の輸入動向については、拙稿「1800年前後における英領インドの拡大とイギリス」

をして、あるディレンマに陥らせたといわねばならない。すなわち、インド綿布が依然ヨーロッパで需要され、送金貿易の小さからぬ媒体である限り、その輸入維持が意義を持つということと、他方、英仏通商条約締結が示す如く綿工業の国民経済にとっての中軸的位置を認識しつつあった政府にとり、彼らのインド綿布に対する高率保護関税付加の要求もまた拒否し得なかったこととのディレンマである。ここで本国政府は、明かに、送金貿易の利害と綿業資本保護の利害との矛盾・相克に直面したといえよう。このことの証左を、たとえば次のような政府の姿勢の動揺のうちに読み取ることができる。すなわち英仏通商条約締結より7年後の1793年の時点で、本国で販売されるインド綿布を厳しく制限せよとのマンチェスターからの要求に対し、政府は「会社の輸入を制限することは、イギリスの商業の犠牲において、貿易を外国の経路に移すことではない」²³⁾として拒否しつつ、しかし僅か4年後の1797年より輸入関税の引き上げに着手していったこと²⁴⁾、あるいはウェルズリが本国における関税の削減を求める発言を行っていること²⁵⁾が、それである。

「インドからのあらゆる種類の原料輸入を促進するために、すべての可能な手段を尽くすことが、政府及び会社の職務である」²⁶⁾。これが、以上のアポリア解決のために指示したダンダスの方針であり、こうして綿製品に代替する物

「ス東インド会社」京都大学経済学会『経済論叢』第136巻第1号、1985年7月、120ページ、第4表参照。

23) Minutes of a conversation between Mr. Pitt, Mr. Dundas, and several gentlemen from Manchester, 20 March 1793, cited in E. B. Jones, *op. cit.*, p. 120.

24) 「東インド産綿織物に対する輸入関税は、密輸防止のために1783年に一旦引き下げられたものの、(1797年)、モスリンを除く無地白色綿布、特に無地白色キャラコには16ポンド10シリングの従価関税と反あたり5シリング3ペンスの関税が課され、税率は18%から約40%へと再び引き上げられたのである。……1797年以降、モスリンを含めて東インド産綿織物に対する輸入関税は急速に引き上げられていった」。金子 勝「段階論と『世界市場』像の再検討」『社会科学研究』第34巻第6号、1983年3月、6ページ。

25) 「本国における関税の削減は、インドの私貿易をロンドンに引きつけるというシステムを完成するために必要不可欠である」。Wellesley to the Court of Directors, 30 Sep. 1801, in *Supplement to the Appendix to the Fourth Report*, p. 35.

26) Minutes of a conversation between Mr. Pitt, Mr. Dundas, and several gentlemen from Manchester, 20 March 1793, cited in E. B. Jones, *op. cit.*, p. 147.

産（中国茶を始めとして、インド産の藍、砂糖、コーヒー、カシミア、亜麻等）の開発・輸入促進が積極的に計られることになる²⁷⁾。第3表の左欄は、ウェルズリ在任期の会社物産売上における商品構成を示したものであるが、ここで重要なのは、この時点でインド産綿製品輸入を主軸とする会社のインド貿易が、富の収奪の経路としていまだ小さからぬ役割を持っていたことである。すなわち、インド産綿製品は、依然会社のインド貿易売上の60%余りを占め、また会社のインド貿易自体も、会社貿易全体の45%、イギリスのアジアからの輸入貿易全体の33%に達し、一方私貿易においてさえ、インド産綿製品は全体の24%を占め、イギリスのアジアからの輸入貿易全体の27%がインド産綿製品から成っていた。先のダンドスの政策構想からして、ここで政府が、会社のインド貿易の確実な衰退を予期しつつも、また既述の独占権修正に踏み切りつつも、なおその上で、インド産綿製品が、従ってそれに優位を持つ会社のインド貿易がイギリスのアジア貿易全体に小さからぬ割合を占め続ける限りにおいて、それに何らかの配慮を加えたものと考えることが可能である。ダンドスが自身の政策を‘regulated monopoly’（規制された独占）²⁸⁾と呼び、またウェルズリが物産の種別に基づく会社貿易と私貿易との分業関係を提起している²⁹⁾ように、本国送金重視を前提に、さしあたり会社貿易の基軸的位置を保ちつつ、私貿易によって会社貿易の補完を図るというのが、この時点での政府の基本方針であり、それゆえに本国商人を含めたインド貿易の全面開放は問題とならなかったといえよう。

今後アジア貿易においては、まず私貿易が優位を持つ、綿製品に替わるイン

27) その具体相については、H. Furber, *John Company At Work*, 1951, pp. 284-302 及び E. B. Jones, *op. cit.*, pp. 142-147 参照。

28) Dundas to Francis Baring, 16 Feb. 1793, cited in E. B. Jones, *op. cit.*, p. 184.

29) 「砂糖その他の付加価値の低い物産 (gruff goods) の買い付けにおいては、私貿易はより会社貿易の域に近づいている。インド政庁がこれらの物産の輸送にインド建造船を用いるのでなければ、会社はこれらの物産の貿易を有利に行うことはできないであろう。より価値の高い物産（綿製品・生糸などを指すと思われる——引用者）の会社の買い付けは、常に会社の正規船によって一層有利に輸送されるであろう」。Wellesley to the Court of Directors, 30 Sep. 1801, in *Supplement to the Appendix to the Fourth Report*, pp. 36-7.

第3表 会社の競売によるアジア物産売上の商品構成

品 目	1798/9—1804/5年の平均						1807/8—1809/10年の平均					
	会社貿易		私 貿 易		アジア貿易全体		会社貿易		私 貿 易		アジア貿易全体	
	価 額	%	価 額	%	価 額	%	価 額	%	価 額	%	価 額	%
中国貿易												
茶	3,431	51.1	238	9.6	3,669	39.9	3,671	65.2	313	14.5	3,984	51.0
綿 製 品	62	0.9	23	0.9	85	0.9	64	1.1	16	0.7	80	1.0
生 糸	225	3.3	25	1.0	250	2.7	252	4.5	82	3.8	334	4.3
小 計	3,718	55.3	286	11.5	4,004	43.5	3,987	70.8	411	19.0	4,398	56.3
インド貿易												
綿 製 品	1,841	27.4	612	24.5	2,453	26.6	755	13.4	85	3.9	840	10.8
生 糸	225	3.4	26	1.0	251	2.7	253	4.5	82	3.8	335	4.3
香 料	446	6.6	61	2.4	507	5.5	194	3.4	29	1.3	223	2.9
インディゴ・砂糖他	263	3.9	1,452	58.2	1,715	18.6	247	4.4	1,559	72.0	1,806	23.2
硝 石	213	3.2	32	1.3	245	2.7	197	3.5	0	0	197	2.5
コーヒー	12	0.2	27	1.1	39	0.4	0	0	0	0	0	0
小 計	3,000	44.7	2,210	88.5	5,210	56.5	1,646	29.2	1,755	81.0	3,401	43.7
総 計	6,718	100.0	2,496	100.0	9,214	100.0	5,633	100.0	2,166	100.0	7,799	100.0

注) 生糸については区分が不明瞭なので中・印両貿易に均分した。

出所) *Supplement to the Appendix to the Fourth Report, 1812, pp. 492-3, Appendix No. 24* より計算。

ド物産の本国輸入が伸長し、また私貿易によるインド産綿花・アヘンの中国搬入を対価とする中国茶輸入の拡大を通じて、すなわち私貿易を一層の基軸とし、かつインドの対中国貿易黒字をますます過程の要の位置に置きつつ、上のアポリアが突破され、インドの販売市場化とインドからの富の収奪とが両全されることになる⁸⁰⁾。それは、一面で確かに貿易開放が私貿易の発展を強く促した結

30) いまこうした変化を、デービスの貿易推計に依りつつ概観すれば(付表1)、まず(1)の時期から(2)の時期にかけて、輸入においては製造品の絶対額・比重が大きく減少し、他方で食料品・原料品の輸入が急増していまや輸入品の大半を占めつつ、同時に輸入超過額も増加したこと、続いてイギリス製品の対インド輸出が急増する(4)の時期をとってみれば、そこでは食料品・原料品の輸入がなお一層増加することを通じて、この時期でも相当額の輸入超過を計上していることがわかる。また(3)の時期と比べた場合、(4)では、対インド輸出の拡大によって、インドとの間の輸入超過が減少している(この表では中国を除く地域に現れる)ことから、送金の必要条件として、

付表1 イギリスのアジア貿易の量的推移 (単位: £1,000)

	輸 出			輸 入			輸入超過
	中国を除く アジア	中 国	合 計	中国を除く アジア	中 国	合 計	
(1) 1794-6							
製 造 品			3,287			1,707	
食 料 品			96			3,548	
原 料 品			156			2,085	
合 計			3,539			7,340	3,801
(2) 1814-6							
製 造 品			2,335			520	
食 料 品			197			6,644	
原 料 品			225			4,632	
合 計			2,757			11,796	9,039
(3) 1834-6							
製 造 品	3,669	780	4,449	409	31	440	
食 料 品	100	1	101	1,204	3,725	4,929	
原 料 品	282	20	302	5,268	898	6,166	
合 計	4,051	801	4,852	6,881	4,654	11,435	6,583
(4) 1844-6							
製 造 品	8,378	629	9,007	564	69	633	
食 料 品	265	5	270	3,657	2,991	6,648	
原 料 品	365	3	368	5,959	880	6,839	
合 計	9,008	637	9,645	10,180	3,940	14,120	4,475

出所) R. Davis, *The Industrial Revolution and British Overseas Trade*, 1979, pp. 88, 89, 92, 93.

果ではあったが、他面会社のインド領有を重要な槓杆として可能となったアヘン・綿花・藍等に対する開発政策の産物でもあった。当該期はこうしたいわゆるアジア三角貿易成立に至る過渡をなし、そうした過渡性がダンダスのインド産綿製品輸入への一定の執着＝インド貿易開放に対する躊躇を生んだと考えることができる。同時にここで本国政府にあって、インド綿布の輸入が、必ずしもイギリス綿工業との対抗関係に一面化されて促えられるのではなく、インドからの富の収奪の媒体たる限りにおいて積極的な意義を与えられ、それはまた、従来の東インド会社の貿易活動に対する肯定的評価にほかならなかったことにも注意せねばならない。

(2) インド統治費用の負担と東インド会社

続いて考察したいのは、以上の送金問題、とりわけ「本国費」の問題と密接に関連するものであるが、征服戦争に伴う莫大な戦費等のインド統治費用をどのように賄うかという問題であり、それは他面で、ダンダスもまたインド負債の累積を深刻に受け止めていたこと、及び結局ウェルズリが本国政府の同意の下に召還されることに関連する。

当時インドにおけるイギリス軍は、本国政府軍と会社軍との二系統から成っていたが、ダンダスは、まずピット法成立直後に、両者の本国政府軍への統一の妥当性を主張し³¹⁾、続いて1787年、蘭領インドでのフランスの策動に備える本国政府軍派遣問題を捉えて、その費用負担の問題を提起しつつ、会社の負担でインド駐留の政府軍を維持・強化していく法的保証を得た。すなわち、いわゆる「宣言法」Declaratory Act、正式には「英領インドの安全にとって必要

インドのイギリス以外の地域との、とりわけ対中国貿易の黒字が一段が重要となっていたことが読み取れる。さらに送金は、イギリスの対米入超を前提に、アメリカの茶商人が振り出すロンドン宛手形の購入によっても果たされた。なお世紀中葉における英一印一中、及び合衆国を含めた多角的決済にもとづく送金の実態については、浜下武志「近代中国における貿易金融の一考察」『東洋学報』第57巻、1976年、及び中里成章「ベンガル藍一揆をめぐって(1)」『東洋文化研究』所記要』第83巻、1981年を参照されたい。

31) C. H. Philips, *op. cit.*, p. 54.

と判断された軍隊を派遣し維持する費用を、インドの歳入より支払うことを命じる、監督局の権限を確認する法律」³²⁾の制定である。

続いて興味深いのは、1800年時点でのウェルズリの軍備増強要求に対するダンドスの対応である。この年ウェルズリは、本国に対し、当時14,000人から成っていたヨーロッパ人将校を30,000人まで増員する大幅な軍備増強要求を行った³³⁾。これに対しダンドスは、「現在の私の信条は、あらゆる新企画はそれがどれだけの費用を要するかを十分計らねば企てられないということ」³⁴⁾にあり、「私としては、大きくなり過ぎ手に負えなくなったインド負債は、われわれの唯一の致命傷 mortal foe になりかねない」と考える」³⁵⁾と述べて、要求量の相当の削減を命じた。さらにここで注目すべきは、「もしインドでの戦争遂行のために国庫 public treasury を頼ることになれば、インドはその栄光の大半を、そしてその世評の半分を失うであろう」³⁶⁾として、インド財政の危機が本国に跳ね返ることへの強い警戒心を表明したことである。われわれは、ここから、戦費及び負債を会社の名義・負担に押し付け、同時にそれを、なんとか会社財政の処理しうる範囲内に留めておくという彼の方針を読み取ることができるであろう。このことは、彼がピット内閣の陸軍大臣 Minister for War を兼任し、内閣側にあってナポレオン戦争を指揮する立場にあったことを考慮する時、良く理解できるものである。周知のように、1793年以来の長期にわたる対仏戦争は、イギリスに膨大な戦費負担を強い、国家財政はとみに逼迫の度を増していた。従って、本国にあって対仏戦争全体に責任を負うべきダンドスとしては、一方でアジアでの戦勝の積み重ねを切望しつつも、他方で国庫への負担をこれ

32) An Act for Removing any Doubt respecting the Power of the Commissioners for the Affairs of India, to direct that the Expense of raising, transporting, and maintaining such Troops as may be judged necessary for the Security of the British Territories and Possessions in the East Indies, should be defrayed out of the Revenues arising from the said Territories and Possessions. 28 Geo. III, c. 6.

33) P. E. Roberts, *op. cit.*, p. 261.

34) R. M. Martin, *Despatches, Minutes and Correspondence of the Marquess Wellesley*, vol. V, 1836-7, p. 171, cited in P. E. Roberts, *India Under Wellesley*, 1929, p. 261.

35) Cited in *ibid.*, p. 261.

以上増やさないことが至上命令となり、この点にインド負債累増への彼の懸念の重要な含意があったといえよう。以上の考察より、ダンドスの基本方針とは、本国政府の負うべき歳出・負債累増の回避を目的に、東インド会社の存続を前提としつつ、できるだけ会社に費用負担を強いながら、本国政府の指揮下に積極的なインド征服戦争を遂行せんとした点にあったということになると思われる。

ところで、彼らの前提となった現行ビット法体制は、会社の「統治活動」と「商業活動」とを区別し、前者を本国政府の統制下に置くものとはいえ、結局のところ、会社が本国において一定の商業利潤を上げることをもって、すなわちなお会社の商業活動をもって、体制存立の基礎とするものである。同時に、「本国費」の一部をなす政府自身の取り分を確保する上では、会社の利潤増大こそ望ましいものとなる。従って、東インド会社を国策遂行の代行機関としてではあれ、それに依拠する限りにおいては、政府においても、会社の商業活動への配慮が生じることになる。とはいえ、他方で、本国政府路線が会社の商業活動に重大な困難を与えたことも事実であった。総じて本国政府路線は、積極的なアジア政策の遂行と会社財政の均衡との間のディレンマを孕み、一方で会社の商業活動の資金的基礎を奪い、かつその競争者の参入を許しながら、他方でなお会社に依拠せんとするかぎりでその商業活動に配慮するものであった。本国政府による、会社の利益に沿う貿易独占権への一定の執着の別の背景が、以上の関係にあったといえよう。

(3) ウェルズリの本国召還と取締役会の公文書草稿の帰趨

さしあたり在インド私商人の英印貿易参入という修正にとどめつつ、現体制に最大限依拠するという本国政府路線の本質は、ウェルズリを、この路線からの「逸脱者」として本国に召還することになる。ここで、ウェルズリ召還に至る経緯、及び前稿で検討された取締役会のウェルズリ批判の公文書 dispatch

草稿³⁷⁾の帰趨に触れることで、本国政府路線の特質の確認をしたい。戦争の継続と負債の激増のなか、取締役会はウェルズリ批判でますます統一され、他方ウェルズリは、1802年12月より残る最強の現地勢力たるマラータ同盟への干渉を開始し、まずペイシュワ Peishwa 家との軍事保護条約によってインド中央部に広大な保護領を獲得したのち、1803年8月マラータ同盟との全面戦争に突入した。これを知った取締役会は、翌年会長ボサンケット J. Bosanquet を通じて、監督局にウェルズリ召還を打診したが、監督局はこれを拒否した³⁸⁾。マラータ戦争は、1804年5月に一旦休戦を迎えつつも、同年8月ホルカル Holkar 家との間に戦端が開かれ、ここで会社軍は苦戦を強いられるとともに、会社財政はいよいよ窮迫の度を加えていった³⁹⁾。会長エルフィンストン W. Elphinstone は、ホルカル戦争勃発を機に、再度召還を要請し、この度は、本国政府側でのピット、ダンダス、及び当時の監督局総裁スチュアート R. Stewart による協議を経て解任が決定された⁴⁰⁾。ここでは、まず召還が一旦却下された点に両者の路線の相違が再度明示されているとともに、本国政府といえども、自らの依って立つ基盤の崩壊は、これを許すものでなかったことを看取できる。

その後ウェルズリ弾劾の草稿を受け取った監督局は、5ヶ月間返答を引き伸ばした後、草稿を無効とし、自ら文書を作成して取締役会に提出した。この文書は、ウェルズリ召還が決定された後のものであるだけに、本国政府の観点よりするウェルズリ統治の総括をなすといえる。この文書を検討したロバーツの整理によれば、その特質は次の諸点にあった⁴¹⁾。(1) ウェルズリの統治が独断的・専制的で、法規からの頻繁な逸脱を含むことを承認した。(2) とはいえ、

37) Copy of a proposed dispatch to the Bengal Government, 3 April 1805. Gold Smith Library 所収。

38) C. H. Philips, *op. cit.*, p. 137.

39) 1802—3年度に一旦剰余を計上したインド財政は、1803—4及び1804—5年度には再度大幅な欠損（それぞれ143万ポンド、154万ポンド）に転じ、インド負債もこの2年間で1,960万ポンドより2,560万ポンドへと3割増加した。前掲拙稿「1800年前後における英領インドの拡大とイギリス東インド会社」、113ページ。

40) C. H. Philips, *op. cit.*, p. 141.

41) P. E. Roberts, *op. cit.*, Ch. XXIII.

全体として叱責の語調を和らげ、可能なかぎり賞賛の言辞を交えた。(3) 軍事保護条約及び過去数年間の征服・領土拡大に対する非難を削除した。こうして本国政府は、草稿の前半で展開されたウェルズリの比較的些末な「逸脱」については、これを概ね認めて、彼の召還の妥当性を示唆するとともに、他方で、結論的にウェルズリの征服戦争のすべてを承認し、もって自らの路線と取締役会路線との本質的相違をあらためて明確にしたのである。

以上、ダンダスによって体现され、イギリスの現実のアジア政策にほかならなかった本国政府路線は、一方で会社の商業的利益に主導され、貿易独占を旧態のまま維持せんとする路線と、他方で結果的にそこに至るとはいえ、貿易開放とインド直轄化=会社消滅とを一気に断行せんとする路線の両方を排し、イギリス綿業の保護とインドからの富の収奪との間に、そして積極的なアジア支配政策と会社の財政均衡との間にディレンマを孕みつつも、従来の枠組を超えた領土拡大と貿易伸張——領土拡大はインドの販売市場化にとって最良の条件の一つである⁴²⁾とともに、富の収奪の一層の進展である——とを、できるだけ会社の名義・負担のもとに、従って漸進的な貿易開放過程に伴われつつ、計ろうとするものであったと総括しうる。単純に言えば、本国政府の企図する従来以上に積極的なアジア支配構想実現の「道具」となったこと、ここに当該期の東インド会社の位置の本質的内容を見てもよいのではなかろうか。

と同時に、以上の路線が、前稿で紹介したピット法の内容に極めて適合的・親和的であり、逆にピット法がこうした路線を保証する制度的枠組をなしたと考えることは不自然ではないであろう。すなわち、会社の統治活動と商業活動とを区別し、取締役会に後者に対する独占的管理権を留保させたことは、会社の存続を前提として、取締役会が会社活動の最終的責任を引き受けることを意味する。なぜなら既述のように、現行体制の存立の基礎は、会社の商業活動にあるからである。他方、政府権限があくまで「監督」ととどまることは、上の

42) この点では、政治的支配権に付随する関税統制権の操作を通じたイギリス製品の浸透がなにより重要である。

区別が非現実的であることの反映であるとともに、それが細部にいたる規定を欠くことと相まって、政府責任を条文上は曖昧なものにとどめた。しかし、現実には、政府はむしろ、そうした曖昧さ・非現実性を働いて、自らの意思を貫徹すべくピット法をできるだけ自己に引き付けて解釈・運用する。総じて、会社への責任帰着と政府責任の不明瞭性こそが、会社活動の責任を最大限会社に負わせ、逆に政府負担を軽減することをつうじて、かえって政府の意思を自由に貫徹させることになるということ、ここにピット法の重要な内実があったということができよう。他方で、取締役会の保持する経営管理権の実質は、むしろインド歳入に対する一定の分有権に矮小化しつつあり、しかしそうしたものとしては、強い保証が与えられた。さらに前稿で指摘した膨張政策に関する規定の二面性が、征服戦争遂行における積極性と限定性との二面的性質にほぼ符合することも了解されるであろう。もっともピット法のこうした運用がいつからそのように意図され、あるいはどの程度まで意図的であったかは、別に検討されねばならないが、当該期において少なくとも結果として、ピット法は以上の本国政府路線を保証する制度的枠組として機能したものと解釈することができるのではなかろうか。

とはいえこの体制は、以上の本質を貫きつつも、次第にその現れ方を変化させ、結局体制の終焉へと接近していくものであった。すなわち以上の考察は、この体制の存立根拠が、つまるところ、会社貿易の持つインドからの富の収奪の媒体としての意義にあることを示したが、それは、イギリス綿工業の躍進とイギリス人私商人の成長とによって脅かされていたからである。従ってそれらの事態の進行によって、会社を巡る体制も変化せざるを得ない。次にそうした展開の一経過点として1813年の特許状更新を取り上げたい。

IV 取締役会の変容と1813年の特許状更新

ウェルズリ召還(1805年)後の会社を巡る注目すべき変化は、インド産綿製品の輸入がもはや瓦解ともいふべき低落に陥ったことである。ウェルズリの後

任にコーンウォリス C. Cornwallis が再度任命され、膨張政策を手控えつつ財政再建が図られたが、同時にこの時期になると、本国綿工業の一層の躍進、ナポレオン戦争の影響による海外市況の悪化（とりわけ1806年11月の大陸封鎖令以後）、1803年以降のインド綿布に対する差別的保護関税の一層の強化等により、インド産綿製品の輸入はいよいよ減少し、およそ会社貿易におけるインド貿易の意義が一段と低下した。この点を前掲第3表によって確認すれば、ウェルズリ期に会社貿易のうちに価額にして184万ポンド、貿易額の27%を占めていたインド産綿製品は、1807/8年からの三年間では、76万ポンド、13%へと急減し、インド貿易の比重も45%から30%へと下落している⁴³⁾。1813年をもって期限とする会社の貿易独占特許状の更新問題は、こうした状況のうちに接近した。

この問題は、議会における討論・議決を経て、大略次の三点をもって決着した。(1) 会社によるインド統治の継続、(2) インド貿易の全面解放、(3) 中国貿易に対する貿易独占の継続⁴⁴⁾。今時の議会討論においても、会社側はすでに前稿で示した論点を繰り返しつつ、貿易開放に抵抗する姿勢を見せたが、結局彼らが貿易開放を受け入れたことのうちに、あるいは、とりわけ以下に示す議会討論に先立つ会社と政府とのやりとりのうちに、事態が会社側の一方的な譲歩というにとどまらない側面を持つことが示唆されている。すなわち第一に、交渉の発端をなす政府のインド貿易開放提案に対し、取締役会が「インド貿易は利得の対象としては会社にとっても個人にとっても意義を失いつつある」⁴⁵⁾と答えたこと、第二に、彼らが1812年3月18日という比較的早い時点で、インドへの輸出貿易の完全開放、及び輸入港をロンドンに限定した上での輸入貿易の開放という条件で、監督局総裁ダンドラス R. Dundas (H. Dundas の息子)

43) 単にインド貿易の比重が下がっただけでなく、綿製品の値崩れによってインド貿易の収益性もまた大幅に悪化し、会社の貿易利潤は圧倒的に中国貿易に依存することになった。Appendix to the Fourth Report, pp. 484-5, Appendix No. 25, 及びそれを図示した金子前掲論文、31ページ図3参照。

44) 議会における審議の経緯については、さしあたり高島前掲論文を参照されたい。

45) Letter from Court to Board, 17 Jan. 1809, cited in C. H. Phillips, *op. cit.*, p. 181.

との間で一旦合意していたこと⁴⁶⁾である。

まず第二の事実より、取締役会があくまで貿易独占に執着してやまなかったとはいいい切れないことが示唆されるが、第一の事実を考慮すれば、結局ここで取締役会は、新たに英印貿易のパターンが急速に転換し、会社のインド貿易が決定的な苦境に陥るなかで、もはやインド貿易を立て直す展望を失い、むしろインド貿易そのものを見限り、いまや圧倒的比重を占めるにいたった中国貿易へと特化する方向をうちだしたものと考えられる。われわれは、こうした態度を、前稿で検討された会社関係者の利害状況の推転と結びつけて考えることができよう。会社は、インド領有の開始を契機に、会社貿易と直接的取引関係を持つ商人・海運業者の団体から、インド勤務吏員・株主を主体とする、インドに寄食する膨大な利害集団への変容を遂げつつあり、インドからの富の収奪の享受団体である限りにおいては、彼らはすでに会社貿易にのみ依拠する必要はなく、私商人への貿易金融を通じた送金ヘシフトする可能性を有していた。事実会社は、貿易活動停止後に至っても、英印間の為替業務を独占することで、自らの送金を確保したのである⁴⁷⁾。いまや会社貿易の意義は、会社関係者にとってさえ、低下する傾向にあった。ウェルズリ時点では独占権の維持で一致できた取締役会も、この時点ではそうとばかりは言えなかったのである。

では、事態を本国政府の側からみればどうか。ここでは、この時点で中国貿易の開放が実現しなかったことに関連して、1812年3月より監督局総裁となったホバート R. Hobart の態度が注目される。当初彼はインド貿易のみならず、

46) *Ibid.*, p. 181. なおここで輸入港のロンドン限定を主張したことは、ヨーロッパ全体におけるロンドンのインド物産販売拠点としてのシェア拡大により、自らのインド物産の有利な販売を図らんとしたものであるが、今後会社のインド物産の輸入減少が予想されるなかでは、この主張も厳しいものにはなりえないというべきである。

47) その主要な手段はインド宛手形の発行であり、輸入商品の決済やインドへの投資を行う商人に対して、インドの会社当局宛の為替手形をロンドンで販売することによって行われた。また、インドで会社が本国向けの輸出商人に対し前貸を行い、商品の委託を受けつつ、ロンドンで前貸金の返済と同時に商品を引き渡す担保契約 (hypothecation of goods) も部分的に用いられた。後者は、自身の貿易による送金からインド宛手形発行による送金への移行における過渡形態であり、また会社貿易の部分的継続であったために批判が強く1850年に廃止された。詳しくは、中里前掲論文、132-6ページ参照。

中国貿易の開放をも意図していたが⁴⁸⁾、フィリップスによると、ホバートは、広東の貨物上乗人 *supercargo*、ストートン G. Stauton の主張に耳を傾けることで、さしあたりインド貿易の開放にとどめたという。ストートンが強調したのは、会社が一貫して中国貿易より利益を上げ、そこから配当や本国での諸経費及びインド政庁の振り出す手形の支払を行っているという事情であった⁴⁹⁾。

総じて1813年の特許状更新は、会社のインド貿易が富の収奪の媒体としての、及び会社の存立基盤としての意義を著しく低めた時、これを開放し、他方中国貿易が会社存立の基礎である限り、さしあたりその貿易独占を維持するものであった。ここでは、通説のいうように、社外商人による貿易開放要求の高まり及びイギリス機械制綿工業の躍進をもって、貿易開放の決定的な要因とせねばならないが、なおその上で、既述の本国政府路線の特質が当該時点においても貫徹したこと、及びそこでは会社インド貿易の意義の低下を通じて、もはや本国政府路線遂行の「道具」としての会社の意義もまた、一段と小さくなったこと、また会社関係者の持つ送金利害との妥協が計られたことが明らかである。1813年の事態は、先に総括した本国政府路線の、当該時点での「展開形態」であった。その後イギリス領はいよいよインド全域を包摂し、他方で私商人の一層の成長による会社貿易に対する代替可能性の高まりのもと、1833年の会社貿易停止がもたらされるのである。

V お わ り に

前稿以来の検討は、これまでの会社史像に修正を迫るいくつかの論点を提起した。

第一に、産業革命期のアジア政策は、決してスミス流の「自由貿易原理」あるいは「国際協調路線」へと一路傾斜していくものではなかった。現実を主導した本国政府路線の特質は、なによりインド領有への強い意欲にあった。本研

48) C. H. Philips, *op. cit.*, p. 184.

49) *Ibid.*, p. 186.

究の示すところによれば、確かに「前期的商業資本」も暴力的であったが、イギリス政府はそれ以上に暴力的であったということになろう。従来東インド会社によって推進され、さらにその枠組を越えて進むインドに対する暴力的支配及び富の収奪。

第二に、通説のように、会社を前期的商業資本として固定的に捉え、また会社後半史を、もっぱら、産業資本との角逐のもとに、会社が一方的に敗北・衰退していく過程としてのみ描くのは一面的である。産業革命期の東インド会社の歴史的 position は、ピット法にその制度的表現を持ち、いくつかのディレンマを孕みつつも、会社を国家的目標実現の手段として最大限利用しようとした本国政府路線の特質において捉えられねばならない。

第三に、総じて産業革命期イギリスのアジア政策は、次の三点を主要な政策課題としたように思われる。第一に、本国の財政負担を回避したインド植民地建設。第二に、18世紀中葉のインド領有の開始以来、東インド会社を通じて行われ、英印関係の主軸となってきた富の収奪の継続・拡大。第三に、18世紀末に新たに近代的生産力を体現して登場したイギリス綿工業の、インド綿布の駆逐及びアジアに対する販路開拓の要求を満たすこと。これら三者をいかに調和させるか、三者を三つながらに全うする体制をどのようにつくるか、これこそ産業革命期イギリスのアジア政策の本質的課題であり、東インド会社の動態を深部で規定する要因であった。すでに上の分析に明かなように、これら三者は、相互媒介と相互対立との両面を孕む複雑な様相を呈していた。領土拡大は、販売市場化の最良の条件となるとともに、他面インド財政の悪化を通じて既存の送金経路である会社貿易を困難に落としめつつ、しかし送金額自体は増加させた。送金額の増大は、新たな送金経路を渴望しつつも、なお既存の経路（インド綿布の輸入）への執着を生み出し、その限りで販売市場化への阻害要因ともなった。インド綿布輸入の駆逐は、さしあたり既存の送金経路の逼迫を招いた。最後に、送金の新たな媒体となる物産の開発に対する重要な横杆が領土的支配にあった。1800年前後における東インド会社を巡る状況とは、以上のイギ

リスの国家的目標に照らして、会社が依然として積極的な位置を与えられつつも、同時に会社のみをもってはこれらの目標を担いきれないこと、すなわち会社の歴史的役割が、いわば積極性から限界性へと転化しつつあったことを示し、ピット法及びダングラスの会社に対する態度に見られる一定の不徹底性・妥協性とは、会社史が以上の内容を持つ転換期にあったことの、まさに表現であった。この転換の内容をいま一度まとめれば、それは、東インド会社によって専一的に担われたアジア支配体制より、これまでの会社の事績（とりわけインド領有の進展と富の収奪）の継承と徹底とを孕みつつ進行するところの、従って会社の積極的活用と同時にその役割の限界性の露呈を含みつつ進むところの、しかしいまや統治機能に特化した東インド会社（＝会社消滅）と私商人とによって担われる新たな体制への転換であり、それを通じた、インド領有の完成と英一印一中を巡る三角貿易の成立、従ってインドからの富の収奪とアジア販売市場の開拓との両全であった。

さらに以上の関係を、イギリスの階級的諸利害との関連において一層踏み込んで表現すれば、次のようにいえよう。すなわち、(1) 国庫負担を回避して対仏軍事戦略を全うせんとした本国政府、(2) 富の収奪を維持・確保した貨幣利害 *monied interest* 及びミドルクラス、(3) インド綿布に対抗し、さらにインドの販売市場化を望みつつ、他面領土保有によって販売市場化の最良の条件を築いた産業資本、これら三者の利害の妥協と両全の過程こそ、東インド会社の動態ではなかったかと。東インド会社衰亡の契機となった極端な財政難も、確かに会社にとっては赤字であったとしても、イギリス国民経済にとっては、むしろ大変な「黒字」であったといえよう。東インド会社は、まさにイギリス支配階級に利益を配分する「道具」として、最大限利用されたあげく、打ち捨てられた存在であった。

最後に、以上の諸事情の、イギリス資本主義発展の構造的特質に関して示唆するところを、多少試論的ではあるが、述べることで本研究を終えたい。第一に、産業革命期のイギリスの対外政策が、むしろ重商主義政策を強化・徹底す

るものであったこと、そしてそれに伴って、重商主義政策と結びついて成長してきた貨幣利害及び専門職を主体とするミドルクラスが、産業資本家層によってやにわにとって代わられるのではなく、さしあたり土地所有者と並んで国家支配者層のうちにとどまったという事情、総じて当該期におけるイギリス資本主義の過渡的性格、これが上の事態に例証されている。第二に、とはいえ、上の事態に、すでに確立期イギリス資本主義の構造的特質、あるいはその前提条件の成熟もまた孕まれていることに気づかされる。ここに構造的特質とは、さきの三つの政策課題に対応するところの、またとりわけ対インド関係への着目より浮かび上がるところの、(1) 「安価な政府」のインド財政による代位・補充関係、(2) 植民地に対する早熟の寄生性、(3) 産業資本の海外市場への高い依存性である⁵⁰⁾。(1)についてはすでに了解されたものとして、(2)については、1850年代に至って、マンチェスター綿業資本でさえ、インド綿花開発を目的に、インド財政に寄生した鉄道建設・公共事業を強く要請することが特記され⁵¹⁾、(3)では、領土保有を前提に、インドが早くも1830年代にはイギリス綿製品の国別で第一位の輸出市場になり、以後一貫して「マンチェスターの生命線」となることが想起される。さらに、インド(会社)財政の均衡・インドへの輸出拡大・インドからの富の収奪=本国送金の三者が織りなす、相互媒介と相互対立の両面を孕んだ複雑な諸関係こそは、東インド会社時代を超えて、以後の英印

50) 吉岡昭彦氏は次の表現をもって、自由主義段階の英印関係をまとめられている。「自由貿易体制の下においても、直轄領インドについては、あからさまな国家干渉によって市場が強力的に拡大されるとともに、金融的・財政的収奪が貿易による収奪と一体化しつつ、本国における『安価な政府』を代位し補充していたといえよう(傍点は引用者)」。吉岡昭彦『近代イギリス経済史』、1981年、130-1ページ。なお金子 勝『「安価な政府」と植民地財政』、『福島大学商学論集』第48巻第3号、1980年1月は、「安価な政府」のインド財政による代位・補充関係をテーマとした論考である。

51) 世紀中葉におけるマンチェスター綿業資本とインドとの関連については次の文献を参照されたい。R. J. Moore, 'Imperialism and "Free Trade" Policy in India, 1853-4', *Economic History Review*, 2nd Series, vol. VII, No. 1, 1964; A. Silver, *Manchester Men and Indian Cotton 1847-1872*, 1966; P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade; Lancashire and India in the Mid-Nineteenth Century*, 1972, 金子前掲論文、熊谷次郎「マンチェスター商工会議所とインド」、『桃山学院総合研究所報』第12巻第2号、1986年2月、秋田 茂『「自由貿易帝国主義時代」のインド支配』広島大学『史学研究』第161号、1983年。

関係を長らく規定する基軸的關係となる。こうした特質の根拠が、イギリスによるインド領有、およびそれに伴う莫大な租税収入にあることは自明である。すなわち東インド会社自身がその種を巻き、自らを推転させた諸關係が、会社消滅後もイギリスのアジア政策を規定していくのである。この意味においてもすでに、「専制」と「収奪」とに彩られた東インド会社史が、イギリスの対アジア關係史の、従ってそれを構造的一環とするイギリス資本主義發達史の、決して埒外にあるのではなく、むしろ基本線の一つをなすことが明らかである。本研究は、つまるところ、18世紀中葉東インド会社によって開始され、その後一貫して維持・拡大されたインド領有が、いかにイギリス資本主義發達史に巨大な影を落とすものであったかを全面的に検討していくうえでの、ささやかな一里塚であったともいいうるのである。

(1987年7月)